

- ・ Rubin, P. N., and S. W. McCampbell, *The Americans with Disabilities Act and Criminal Justice: Mental Disabilities and Corrections*, Washington, DC: National Institute of Justice, 1995.
- ・ Shield, S., *Addressing Gaps in Post-Release Services for Mentally Ill Offenders: One Community's Response*, Center on Juvenile and Criminal Justice, 2003.
- ・ Conly, C., *Coordinating Community Services for Mentally Ill Offenders: Maryland's Community Criminal Justice Treatment Program*, Washington, DC: National Institute of Justice, 1999.
- ・ Council of State Governments, *Criminal Justice/Mental Health Consensus Project*, Council of State Governments, 2002.
- ・ Reuland, M., and J. Cheney, *Enhancing Success of Police-Based Diversion Programs for People with Mental Illness*, Delmar, NY: GAINS Technical Assistance and Policy Analysis Center for Jail Diversion, 2005.
- ・ Ford, J., and R. L. Trestman, *Evidence-Based Enhancement of the Detection, Prevention, and Treatment of Mental Illness in the Correction Systems*, Washington, DC: National Institute of Justice, 2005.
- ・ Manderscheid, R. W., Gravesande, A., and I. D. Goldstrom, "Growth of Mental Health Services in state Adult Correctional Facilities, 1998 to 2000," *Psychiatric Services*, Vol.55, No.8, 2004, pp.869-872.
- ・ Conly, C. H., *Helping Inmates Obtain Federal Disability Benefits: Serious Medical and Mental Illness, Incarceration, and Federal Disability Entitlement Programs*, Cambridge, MA: Abt Associates Inc., 2005.
- ・ Visher, C. A., Naser, R. L., Baer, D., and J. Jannetta, *In Need of Help: Experiences of Seriously Ill Prisoners Returning to Cincinnati*, Washington, DC: The Urban Institute, 2005.
- ・ Brown, B. S., Courtless, T. F., and D. E. Silber, "Fantasy and Force: A Study of the Dynamics of the Mentally Retarded Offender," *The Journal of Criminal Law, Criminology, and Police Science*, Vol.61, No.1, 1970, pp.71-77.
- ・ Ogloff, J. R. P., Roesch, R., and S. D. Hart, "Mental Health Services in Jails and Prisons: Legal, Clinical, and Policy Issues," *Law and Psychology Review*, Vol.18, 1994, pp.109-136.
- ・ Koppelman, J., "Mental Health and Juvenile Justice: Moving toward More Effective Systems of Care," *Issue Brief* (George Washington University), No.805, 2005.
- ・ Ditton, P. M., *Mental Health and Treatment of Inmates and Probationers*, Washington, DC: Bureau of Justice Statistics, 1999.
- ・ James, D. J., and L. E. Glanze, *Mental Health Problems of Prison and Jail Inmates*, Washington, DC: Bureau of Justice Statistics, 2006.
- ・ Gonzales, A. R., Schofield, R. B., and D. W. Hagy, *Mental Health Screens for Corrections*, NIJ Research for Practice, May, 2007.
- ・ Beck, A. J., and L. M. Maruschak, *Mental Health Treatment in State Prisons, 2000*, Washington, DC: Bureau of Justice Statistics, 2001.
- ・ Lovell, D., Gagliardi, G. J., and P. D. Peterson, "Recidivism and Use of Services among Persons with Mental Illness after Release from Prison," *Psychiatric Services*, Vol.53, No.10, 2002, pp.1290-1296.

### 3 藤本哲也「オーストラリアにおける知的障害者と刑事司法制度」

#### 1 はじめに

オーストラリアにおいても、知的障害者は、一般的に、刑事司法制度において高い比率を占めているといわれる。この比率の高さは、ある程度、知的障害犯罪者の特性に起因しているのかもしれないが、知的障害者が刑事司法制度内の様々な機関から受けるその取り扱いが、こうした状況の一因となっているともいわれるのである。これから紹介する調査研究は、家族である介護者の視座から、いかにこれらの知的障害犯罪者が、刑事司法過程によって不利な立場に置かれているのかを明らかにしようとするものである。20人の介護者——そのほとんどが家族の構成員である——がインタビューを受け、質問に答えている。そして、この調査結果の分析は、いかに知的障害犯罪者がその障害によって不利な立場に置かれ、どのように刑事司法各過程の職員によって取り扱われているかを明らかにしようとするものである。家族である介護者は、裁判官が利用可能な量刑の選択肢のないことに関心を示し、解決策を模索するため、裁判所に注目している。

知的障害犯罪者を支援するために利用可能なサービスの水準は極めて不十分である、ということについては、一般的な同意がある。本研究の結果は、警察、裁判官、矯正職員、ソーシャル・サービス・ワーカー等について行われた過去の調査と一致しており、そこにおいては、知的障害者は、刑事司法制度と関わるようになると、かなり不利な立場に置かれることが見いだされているのである。本稿において紹介するコックラム (J. Cockram) = ジャクソン (R. Jackson) = アンダーウッド (R. Underwood) の研究においては、こうした知的障害犯罪者は、刑事司法過程の最も初期の段階から、法的資格所得者によって支援されなければならないということが論じられているのである。<sup>1</sup>

#### 2 刑事司法制度における知的障害者の出現率

一般的に言って、知的障害者に対しては、特別な考慮の必要性があり、とりわけ刑事司法制度との関係においてはそうである。なぜならば、様々な国の研究において、知的障害者が、刑務所人口において高い比率を占めていることが示されているからである。たとえば、知的障害犯罪者の研究において注目すべき画期的な研究として、ブラウン (B. S. Brown) = コートレス (T. F. Courtless) は、IQ70以下の知的障害者の出現率が、全米の刑務所の2.6%から24.3%に及んでいることを見いだしている。<sup>2</sup>より最近では、ロコウィッツ (Rockowitz) は、ニューヨーク州のモンロー・カウンティのジェイル (拘置所) 人口のうち、知的障害者の占める割合が3.6%であったことを明らかにしている。オーストラリアの研究でも、刑務所における知的障害犯罪者の比率の高さという点において、同様の結果を報告しているのである。<sup>3</sup>

イギリスにおける研究では、これまでのところ、アメリカやオーストラリアにおけるよりも数値が低いようである。コイド (J. Coid) は、ウィンチェスター刑務所に拘禁中の約10,000人の受刑者からは34人のみが、平均以下の知能指数であることを見だし、<sup>4</sup>ガン (J. Gunn) = メイデン (A. Maden) = スウィントン (M. Swinton) は、1,769人の実刑を言い渡された受刑者のうち、7人のみ

<sup>1</sup> Cockram, J., Jackson, R. and R. Underwood, "People with An Intellectual Disability and the Criminal Justice System: The Family Perspective," *Journal of Intellectual & Developmental Disability*, Vol.23, No.1, 1998, pp.44-56.

<sup>2</sup> Brown, B. S. and T. F. Courtless, *The Mentally Retarded Offender*. Washington D. C.: U. S. Government Printing Office, Department of Health Education and Welfare Publication No. (HSM) 72-9039, 1971.

<sup>3</sup> Santamour, M., "The Offender with Mental Retardation," *The Prison Journal*, Vol.66, No.1, Spring / Summer, 1986, pp.3-18.において紹介されている。

<sup>4</sup> Coid, J., "Mentally Abnormal Prisoners on Remand-Rejected or Accepted by the NHS," *British Medical Journal*, No.296, 1988, pp.1979-1982.

が精神に遅滞があると認めることができると述べている。<sup>5</sup>また、マーフィー (G. H. Murphy) = ハーネット (H. Harnett) = ホーランド (A. J. Holland) は、南ロンドン刑務所で調査したところによると、157人の男性受刑者のうち、33人に知的障害があったと報告しているが、実際に検査してみると、精神障害の範囲にある者はいなかったということである。<sup>6</sup>しかしながら、グドジョンソン (G. H. Gudjonsson) = クレア (I. C. H. Clare) = ラター (S. Rutter) = ピアーズ (J. Pearse) は、ロンドンにおける2つの警察署で留置されている容疑者を調査し、そのうちの8.6%がIQ70以下の者であり、さらに42%が境界線上の範囲にある者であったことを見いだしている。<sup>7</sup>

多くの研究者は、出現率が観察された地域毎に差が出ることの理由と、この分野における方法論的困難さについて論じてきた。<sup>8</sup>それらを要約すると、以下のようになる。

- (1) 州の量刑、パロール規則、州刑務所の改革の相違。
- (2) 知的障害者に利用可能な地域社会内サービスの水準。
- (3) 集団知能テストと対比して、個人に用いられる精神鑑定因子の違い。また、知的障害受刑者を分類する上でのテストの実行者の専門的技術やIQ測定法の適切さ。
- (4) 適応行動の測定や他の文化的・臨床的測定が、分類過程の一部として用いられているかどうか。
- (5) 調査人口の基盤。出現率が、新入受刑者もしくは長期の刑罰を務める受刑者のみを母体にするときよりも、全受刑者人口を母体にするときの方が、出現率が高い傾向にある。
- (6) 刑務所人口の標本。全犯罪者が知能テストを受けた場合よりも、標本のみが調査される場合の方が、出現率は低い傾向にある。
- (7) 知的障害の操作上の定義。平均以下の2つ以上の標準偏差値について、標準のZスコアが、テスト・スコアよりも、知的障害犯罪者を特定するために用いられている場合、出現率は低い。

単独に、もしくは同時に機能しているかもしれない多くのこれらの要因は、測定された知的障害受刑者の出現率に存在する相違を説明するかもしれない。しかしながら、これらの相違を考慮に入れても、なお、多くの法域では、一般人口における知的障害者の出現率と比べると、知的障害受刑者は、高い比率を占めているのである。

様々な法域で生じている知的障害者の比率の高さについては、種々の説明が試みられている。一部の研究者は、衝動性、被暗示性、搾取されやすさ、気に入られたいという願望等といった個人的特徴が、犯罪の頻度の増大へと導く要因であると説明している。<sup>9</sup>

他の研究者は、犯罪の発覚の確率がより大きなことは、行動を隠すことができないこと、弁護士を利用する態勢が整っていないこと、気に入られたいという願望、柔軟性の乏しさ、誘導尋問に影

<sup>5</sup> Gunn, J., Maden, A. and M. Swinton, "Treatment Needs of Prisoners with Psychiatric Disorders," *British Medical Journal*, Vol.303, 1991, pp.338-341.

<sup>6</sup> Murphy, G. H., Harnett, H. and A. J. Holland, "A Survey of Intellectual Disabilities amongst Men on Remand in Prison," *Mental Handicap Research*, No.8, 1995, pp.81-98.

<sup>7</sup> Gudjonsson, G. H., Clare, I. C. H., Rutter, S. and J. Pearse, *Persons at Risk During Interviews in Police Custody: The Identification of Vulnerabilities*. Research Study No.12. The Royal Commission on Criminal Justice, London: HMSO, 1993.

<sup>8</sup> Hayes, S. C. and G. Craddock, *Simply Criminal*. 2<sup>nd</sup> edition, Sydney: Federation Press, 1992; MacEachron, A., "Mentally Retarded Offenders: Prevalence and Characteristics," *American Journal of Mental Deficiency*, No.84, 1979, pp.165-176; Noble, J. H. and R. W. Conley, "Toward An Epidemiology of Relevant Attributes," in Conle, R. W., Luckasson, R. and G. N. Bouthilet, *The Criminal Justice System and Human Behavior*, Baltimore: Paul H. Brookes, 1992.

<sup>9</sup> Clarke, A. M., Clarke, A. D. B. and J. M. Berg, *Mental Deficiency: The Changing Outlook*, London: Methuen, 1985; Menninger, K. A., "Mental Retardation and Criminal Responsibility: Some Thoughts on the Idiocy Defence," *International Journal of Law and Psychiatry*, Vol.8, 1986, pp.343-357.

響されやすいこと等に起因すると結論付けている。<sup>10</sup>

最近の研究では、また、これらの知的障害犯罪者が、刑務所での出現率を高めるように、刑事司法制度において処理され取り扱われていることが、その主たる要因であることを提唱している。たとえば、これらの知的障害犯罪者は、不相応にも、自分が行ってない犯罪について自白することを強要され、逮捕されがちであることを指摘しているし、また、これらの知的障害犯罪者は、彼らが理解できるような方法で説明を受ける権利を充分に行使することができないようである。さらには、これらの知的障害犯罪者は、保釈を拒否される割合が高く、より多く刑務所への拘禁判決を受けがちであるが、それは、犯罪の性質あるいは法廷での自己主張のまずさのどちらかに起因するものであると考えられているのである。<sup>11</sup>

ウルフェンスパーガー (W. Wolfensberger) は、知的障害者は、制度的にステレオタイプ化され、かれらは、「永遠の子ども」、「厄介者」、「病人」あるいは「哀れみの対象」のような役割を与えられ、特徴付けられていると述べている。そして、これらのステレオタイプ化された役割が、次に、社会と知的障害者を関係付ける基礎となり、そしてそのことが、結果として、知的障害者をかなり否定的な方法で取り扱う方向へと導く基盤となるのである。<sup>12</sup>このような立場を支持する研究が、スワンソン (C. K. Swanson) = ガーウィック (G. B. Garwick) による、極めて低い位置付けを余儀なくされている性犯罪者の研究において提言されている。

「低い位置づけを余儀なくされている性犯罪者は、一般的に、まず最初に無視されるか、警察や両親による叱責を受けながら、わずかな訓練とか治療を受けるといったような、わりと軽い制裁が与えられるというのが、私たちの経験である。犯罪が続行した場合には、被害者の家族による鞭打ちから、ジェイルあるいは州立病院への入院へと至る、厳格な刑罰が突如として適用されるに及んで、最終的には、寛容さは消え失せてしまうのである」<sup>13</sup>と。

このような説明に基づくのであれば、知的障害者についての刑事司法制度に従事する職員の固定観念そのものが、知的障害者を、他と異なる取り扱いをすることを擁護する決定因子であるということになるのであり、その結果として、知的障害犯罪者が、刑務所人口において高い比率を占めているということになるのかもしれないのである。

おそらく、知的障害者の比率の高さは、少なくとも部分的には、刑事司法制度に従事する職員が、知的障害者と関係を持つ際の相互作用の特性に起因するものであり、そして、知的障害犯罪者の刑事司法制度における高い出現率は、刑事司法制度内で彼らが犯罪者として受ける取り扱いに関係していると思われるのである。コックラム=ジャクソン=アンダーウッドは、知的障害者が刑事司法制度の中に取り込まれるとき、いかに彼らが不利な立場に置かれているかを例証するための一連の

<sup>10</sup> Clare, I. C. H. and G. H. Gudjonsson, "Interrogative Suggestibility, Confabulation and Acquiescence in People with Mild Learning Difficulties (Mental Handicap): Implication of Vulnerability During Police Interrogations," *British Journal of Clinical Psychology*, No.32, 1993, pp.295-301; Hayes and Craddock, *op.cit.*; Perlman, L. G., Erickson, K. I., Esses, V. M. and B. J. Isaacs, "The Developmentally Handicapped Witness: Competency as a Function of Question Format," *Law and Human Behavior*, No.18, 1994, pp.171-187.

<sup>11</sup> Gudjonsson, G. H., "One Hundred Alleged False Confession Cases: Some Normative Data," *British Journal of Clinical Psychology*, No.29, 1990, pp.249-250.; Fulero, S. M. and C. Everigton, "Assessing Competency to Waive Miranda Rights in Defendants with Mental Retardation," *Law and Human Behavior*, No.19, 1995, pp.533-543; Hayes, S. C., *People with An Intellectual Disability and the Criminal Justice System: Appearances Before Local Courts*, Sydney: New South Wales Law Reform Commission, Research Report No.4, 1993.

<sup>12</sup> Wolfensberger, W., *A Brief Introduction to Social Role Valorisation as a Higher Order Concept for Structuring Human Services*, Syracuse, NY: Training Institute for Human Service Planning, Leadership and Change Agency (Syracuse University), 1992.

<sup>13</sup> Swanson, C. K. and G. B. Garwick, "Treatment for Low-Functioning Sex Offenders: Group Therapy and Interagency Co-ordination," *Mental Retardation*, No.28, 1990, p.156.

研究を進めている。それらの研究の主眼は、警察、裁判官、刑務所職員を含む刑事司法制度の様々な利害関係者から、知的障害犯罪者に関する情報を引き出すことにあるのである。これらの研究から明らかになったことは、刑事司法制度に従事する職員は、知的障害犯罪者の脆弱性、ソーシャル・サービスによって供給される支援の不適切さ、警察や刑務所職員による知的障害についての理解の水準の低さ、裁判官に利用可能な選択肢の範囲が限定されていること、刑事司法制度のプロセスそのもの等、複数の要因によって、知的障害犯罪者は、ひどく不利な立場に置かれているということである。<sup>14</sup>

本稿で紹介しているコックラム＝ジャクソン＝アンダーウッドの研究の目的は、刑事司法制度の外にいる利害関係者の視座から、刑事司法制度についての理解を確認することにある。つまり、知的障害者の犯罪行動によって、刑事司法過程に必然的に引き込まれるそのグループとは、主として、知的障害者の介護者である家族の構成員である。そのためここでは、家族の構成員である知的障害者が、刑事司法制度に関わるようになったときの介護者としての家族の経験が調査されている。いわば本研究の主力は、刑事司法制度についての介護者の認識を探求することに置かれているのである。

### 3 研究方法

本研究は、3つの段階を経て企画されている。

第1段階は研究標本の特定である。本研究に関する趣旨・概要等についての記事が地方新聞に掲載され、そこで、研究に協力する家族を募集した。そして、それに加えて、知的障害者のサービス機関も、この研究計画に関する特集記事を、回報に組み込んだ。他の障害者組織も、また、記事を再録して、多くの者が、研究者と接触することを促した。その結果、20人が研究に協力することを申し出、全員がインタビューを受けることに同意したのである。インタビューを受けることに同意した者のうち18人は母親であり、1人が知的障害者男性の姉妹であり、残りの1人が知的障害者男性の兄弟であった。すべての犯罪者がウェスタン・オーストラリア州の州政府機関に登録され、ここでは、IQ70以下の者は、ソーシャル・サービスの適格者であるとされている。協力者の16人は都市地域に住み、4人は地方に住んでいた。表3-1は、インタビューを受けた者によってもたらされた、家族の構成員である知的障害犯罪者に関する関連情報である。

第2段階はインタビュー方法である。それぞれのインタビューに約1時間かけることで、いくぶん構造化されたインタビューが行われたようである。インタビューでは、なるべく研究者の先入観を排除して、それぞれの協力者の意見を記録するように努めた。都市地域でのインタビューは、お互いの都合の良い時間を設定して協力者の自宅で行われ、地方でのインタビューは、電話によって行われた。インタビューは、研究者が、研究目的を述べることで始まり、協力者に、研究に協力する意志があるかどうかを確認することから始まった。いったんインタビューの大きな方向性が確立されると、研究者は、適切な回答が得られるように、より広い視野と見識でもって、特定の話題を提供したのである。

第3段階は質問事項の確定である。インタビューが終結すると、質問表が20人の協力者に手渡されるか郵送され、協力者はそれに記入して研究者に返送するという方法が採られた。質問事項は55の事項から構成され、それぞれに5つの選択肢——「全面的に同意する」、「同意する」、「どちらで

<sup>14</sup> Cockram, J., Jackson, R. and R. Underwood, "Prison Officers' Perceptions of Offenders with An Intellectual Disability," in Cook, S. and R. Slee (eds.), *Socio-Legal Bulletin, Special Edition, Disability Issues in the Criminal Justice System*, Vol.15, 1994, pp.41-46.

表3-1 インタビューを受けた家族の構成員による知的障害者の記述的データ

男性	70%
女性	30%
年齢の範囲（平均25歳）	20-43
<b>人種</b>	
ヨーロッパ系オーストラリア人	90%
オーストラリア原住民	10%
<b>居住地</b>	
家族と同居	60%
賄い付き下宿、アパート等	30%
政府の障害者専門の寮	10%
<b>教育</b>	
すべての者が特殊教育施設に通った経験を持つ	100%
<b>職業</b>	
犯行時無職	80%
障害者機関職業プログラムでの雇用	20%
<b>薬物・アルコール</b>	
薬物又はアルコール問題を持っていることの特定	65%
<b>登録</b>	
すべての者が知的障害があると分類され、サービスの適格者であること意味する、政府の障害者機関に登録されている	
<b>サービスへの関与</b>	
2年以上政府の障害者サービスに関わっていない	70%
限られた範囲で関わった	30%
<b>罪（1人につき平均4罪）</b>	
不法目的侵入	25%
窃盗	45%
暴力を伴う窃盗	20%
公務執行妨害	30%
性的暴行	50%
放火	15%
<b>量刑</b>	
刑務所収容	60%
社会奉仕命令	50%
罰金	20%
善行保証	30%
<b>代理</b>	
弁護士が法廷に出席	50%
不明	50%
<b>第三者の存在</b>	
12人については、警察の尋問に第三者が関与していない	60%
不明	40%
<b>自白</b>	
犯行を自白した	65%
不明	35%

資料源：Cochran, J., Jackson, R. and R. Underwood, "People with An Intellectual Disability and the Criminal Justice System: The Family Perspective," *Journal of Intellectual & Developmental Disability*, Vol.23, No.1, 1998, p.45.

もない」、「同意しない」、「全く同意しない」——を用意した。質問事項は、バイアスを最小限度にするために、肯定的事項と否定的事項を、およそ同数とするように、無作為に設定された。しかしながら、この無作為性そのものは、すべての質問事項が容易に理解されなければならないという要求に従って、制限されたものとなった。両極性を担保するために、質問事項を理解することを過度に困難にし、それを克服することができるような言い換えがない場合には、もう1つの質問事項が両極性を担保するために選ばれている。こうしたことは、4つの質問で生じている。特定の領域に関する質問は、同様の領域に関する一連の質問を避けるために、質問事項を通じて非体系的に分配された。また、質問事項そのものは、研究の初期の段階で5つの刑事司法制度に従事する職員によって記入されたものと同様の事項を含み、そしてそれらは、17人の回答者によって記入されている。

#### 4 研究結果

分析のために、質問事項は5つの主要な標題の下に分類されたが、いくつかの質問は、1つ以上の領域に関係するものであった。質問は、紙幅の関係上編集されている。

##### (1) 特性

表3-2は、知的障害犯罪者に認められる特性に関する質問事項に対する回答を示したものである。これらの回答は、家族の構成員が、知的障害犯罪者が刑事司法に従事する職員と対峙するとき、気に入られたいという願望を持ち、黙秘の必要性に気付かず、誘導尋問により影響されやすく、言葉によらない合図には敏感でなく、証言能力のある障害のない者として出廷したいと思っており、と強く信じていることを表すものである。この後者の見解は、いく人かの母親の関心領域であり、彼女らは、自分の息子や娘の能力について、法律との多くの関わり合いの後、「世の中の裏を知り尽くす」ようになり、かなり証言能力のある者として出廷していると説明しているのである。このことは、しばしば大きな問題、とりわけ信頼のできない自白を記録することがしばしば見受けられる警察との間で問題をもたらすのである。母親の1人は、インタビューで、次のようなコメントを寄せている。

「知的障害者は、しばしば、言われた通りのことを行うように、長年の間訓練されてきているということを、一般の人々は覚えておかなければならないのです。知的障害者に絶え間ない看護を行い、周りの人が彼らの全生活に介入することによって、知的障害者は、自己主張が欠けてしまうのです。あるいは、知的障害者は、ただ単に、理解しないのかもしれない。知的障害者は、愚か者と見られたくないと思っており、しばしば自分が行ったことの結果を理解しません。知的障害者にとって刑事司法制度は、他の人々に対してよりも、よりずっと混乱させるものであり、彼らはたださっさと終わらせたいと思っているだけなのです」と。

そして、ごくわずかな家族の構成員ではあるが、知的障害犯罪者は、刑事司法当局に対する恐怖があるようだ、と答えている。それらの者は、犯罪は、知的障害者の生活の退屈さや空しさと関係しており、それと同様に、知的障害者の多くが経験する隔離された養育とも関係していると述べているのである。母親の多くは、また、インタビューの間、自分の子どもたちの生活様式となってきた否定的な社会状況、たとえば、無職、孤立、薬物・アルコール中毒等が、法律との関わり合いを持つようになった原因であると述べ、いく人かにとっては、そのことが、以下のような事態を招くことになるのである。

表3-2 知的障害者の特性に関する同意/不同意の割合

質 問	同意する/ 全面的に同意する %	同意しない/ 全く同意しない %	どちらでもない %
4 知的障害者は刑事司法制度についてのより多くの教育を必要とする	88	6	6
8 その者が知的障害者であるかどうかは、一般的に認定しやすい	29	71	0
25 刑事司法制度の職員と対峙するとき、知的障害者は証言能力があり、障害がないように見せたがる傾向がある	65	12	24
27 知的障害者は通常の者よりも犯罪を行うことが少ない	35	41	24
33 退屈や空しさは、知的障害者の犯罪の第1の理由ではないと信じている	24	65	12
35 知的障害者は、他者よりも誘導尋問の影響をより多く受けることはない	6	94	0
36 知的障害者は、黙秘権の重要性に気付いているようである	0	100	0
40 知的障害者は、他の周縁化された集団とは異なったニーズを持っているようである	94	0	6
43 重度の知的障害者は、監督されると犯罪を行うことが少ないようである	65	18	18
45 知的障害者は、他者よりも言葉によらない合図にあまり敏感ではない	82	0	18
46 知的障害者は、気に入られたいという願望があるようである	100	0	0
47 中度/境界線上の水準の知的障害者は、重度の知的障害者よりも犯罪を行うことが少ないようである	18	71	12
48 多くの知的障害者の隔離的な養育は、受け入れ可能な行動を学ぶことが欠如していることを意味している	76	18	6
49 知的障害者は、道徳的基盤の発達が乏しいようである	35	47	18
50 知的障害者は、刑事司法当局に対する恐れがあるようである	53	41	6
52 知的障害者は、他の人々よりも容易に犯罪行為に至ることが少ない	24	76	0

資料源：Cockram, J., Jackson, R. and R. Underwood, "People with An Intellectual Disability and the Criminal Justice System: The Family Perspective," *Journal of Intellectual & Developmental Disability*, Vol.23, No.1, 1998, p.48.

「渦巻きに巻き込まれたかのように、私たちは逃れることができなかったのです。私の娘に関して言えば、ここ2年にわたって、刑務所あるいはグレイランズ精神病院にいるのです。その代わりとなるものは他に何もなく、グレイランズ精神病院は、2つの悪のうち、より小さい悪とでもいえるものです。刑務所は彼女にとって最悪の場所です。彼女は、刑務所において、現実犯罪を学習し、犯罪者となるのです。彼女は、常習犯罪者からその経験を学習し、吸収します。刑務所は、知的障害者にとって、はるかに悪い場所なのです。なぜなら、彼女は見た目には通常の者とあまり変わらず、いつも通常の者であるかのようなイメージで行動しています。彼女の最も大きな葛藤は、それが自分にとって不利になるとも分からずに、



妥協してしまうことです。それというのは、もし私があなたに自分でできることをできると証明するならば、あなたは、私が証言能力のある者であると認めるでしょうが、しかし、そうしたことのすべてが、彼女にとっては、刑務所収容へと至らせることになるのです」と。

また、インタビューの間、知的障害犯罪者の男性の姉妹は、何年にもわたって多くの犯罪で起訴された、知的障害犯罪者の男性の疎外され剥奪された人生について、次のように述べている。

「私は、彼の人生は絶望的だと思うのです。私たちは、全員、彼を愛しています。でも、私たちは彼に何をしてあげられるかが分からないのです。私の母はうまく対処することができず、いまだに彼が知的障害があることを受け入れられず、彼が良くなることを望み続けています。私には世話をしなければならぬ子どもたちがいるので、彼をここで引き取ることができません。彼は完全に施設化されています。彼はひどい賄い付き下宿で、最もひどい生活をし、彼のできることにいったら、眠り、タバコを吸い、コーラを飲むことです。彼は、四六時中薬物を常用しています。私にはそれが何故なのか分かりません。彼は精神病を患っているわけではありません。彼は、知的障害者であるというだけのことです。私たちは、何年も、ただ次に起こる危機を待ち続けながら生活しています。問題は、もはや刑務所は、彼にとって脅威でも何でもないということです。彼は、時々、刑務所に帰りたいだけなのです。」

特性に関係する他の領域では、家族の構成員は、知的障害者は、刑事司法制度についてのより多くの情報を必要とし、また、知的障害者は、他の周縁化された集団とは異なった必要性を持ち、軽度もしくは中度の知的障害者は、重度の知的障害者よりも犯罪を行いやすい、と報告している。家族の構成員は、また、その者に知的障害があるかどうかを裁定することは容易でないことを指摘している。また、知的障害者が道徳的基盤の発達において乏しい傾向があるのかどうかについて、家族の構成員は、1つの準拠集団として、かなり一様に比較されているのである。

## (2) 刑事司法機関の職員との関わり合い

刑事司法機関の職員との関わり合いについて(表3-3参照)は、しばしば一致した対応がみられるようである。家族の構成員は、補佐人の面前で知的障害犯罪者を尋問する必要性があること、刑事司法制度に従事する職員は、知的障害と精神病を区別することが明確にできていないこと、警察は補助的訓練やガイドラインを必要とすること、知的障害犯罪者は、刑事司法機関の職員によって、自分の行為の重大性を十分に告知されていないこと、知的障害者は他の人々と同様に扱われていないといったような見解を強く支持したのである。回答者である家族の構成員は、知的障害者を起訴するかどうかを決めるときに、一貫することは困難であり、警察は、やはり有罪判決を得ることができる場合にのみ、起訴する傾向があると報告している。将来的に、「地域社会を保護する」という政策によって、犯罪者の数は増大するであろうと、家族の構成員は報告しているのである。

母親のいく人かは、障害がある子どもを持つことの孤独感を表明し、法律との問題を抱えるとき、母親は、より多くの孤立と無力感を感じると述べている。母親の1人は、インタビューの間、多くの時間をかけて、自分の経験を次のように要約している。

「率直な意見を言うならば、誰も障害のある子どもを欲しくはないのです。あなたは、時折、非常に孤独で、拒絶されていると感じるでしょう。私の息子が刑務所に入ったとき、そ

表3-3 刑事司法職員との関わり合いについての同意/不同意の割合

質 問	同意する/ 全面的に同意する %		同意しない/ 全く同意しない %		どちらでもない %
9 知的障害者は、他の人々と同様に扱われる	35		65		0
10 補佐人の前で知的障害者に尋問する必要性はない	0		100		0
17 警察は、犯罪を行った知的障害者についてのより良き理解を示すように訓練されるべきである	100		0		0
18 知的障害者を起訴するかどうか決定するときに一貫することは難しい	76		18		6
19 警察は、有罪判決を得られると考える場合にのみ、知的障害者に対して起訴を行う	53		35		12
22 警察は知的障害者を尋問する技術について適切に訓練されていない	94		0		6
24 法と相互作用する知的障害者の数は、おそらく非施設化で増大するであろう	88		12		0
28 知的障害者を取り扱うときに、特別なガイドラインが警察のために出されるべきである	100		0		0
30 刑事司法制度の職員は、精神病と知的障害の区別が明確でない	100		0		0
32 知的障害犯罪者は、刑事司法制度の職員によって、自己の行為の重大性を十分に告知されていない	35		53		12

資料源：Cockram, J., Jackson, R. and R. Underwood, "People with An Intellectual Disability and the Criminal Justice System: The Family Perspective," *Journal of Intellectual & Developmental Disability*, Vol.23, No.1, 1998, p.49.

れは私にとって衝撃的な経験でした。私はとてもふさぎ込み、それについて語ることは、かえって、私にとって良いことでした。私の友人は、次々と去って行きました。彼の兄弟、姉妹、父親は、彼を刑務所に訪ねることを拒んだため、私に任せきりとなったのです。私には何の支援もありませんでした。私は、非常に無力に感じました。私は刑事司法制度については何も分からなかったし、私の夫は知りたくもないようでした。他の人が息子を大切に取り扱ってくれることをひたすら望まなければならず、他の人を信頼しなければならなかったのですが、その多くの者が、私を落胆させました。私は何が起きているのか分からなかったのです。私は何年も、バケツ何杯分もの涙を流しました。誰も私の所には来てくれず、何を望んでいるのかすら、尋ねてくれませんでした」

### (3) 量 刑

量刑に関する質問(表3-4参照)を見る限り、家族の構成員は、現在の刑事司法制度に満足していないのは明らかである。すべての家族の構成員が、より多くの量刑の選択肢と、社会奉仕命令のより多くの運用を望んでいるようである。家族の構成員は、知的障害者は刑務所において被害を受け、性的暴行を受けやすいという理由でもって、明らかに刑務所に不安を抱いているのである。大多数の家族の構成員は、選択肢として刑務所収容が禁じられることを望み、できれば特別の刑務所が用意されることを望んでいるのである。息子が重大な犯罪のかどで拘禁された母親の1人は、

表3-4 法に違反して犯罪を行った知的障害者の量刑に関する同意/不同意の割合

質 問	同意する/ 全面的に同意する %		同意しない/ 全く同意しない %		どちらでもない %
5 社会奉仕命令は、裁判所によってより頻繁に用いられるべきである	88		0		12
11 知的障害者については、刑務所収容は禁じられるべきである	65		29		6
12 知的障害者については、より多くの量刑の選択肢を望まない	0		100		0
14 刑務所に収容される知的障害者は、他の受刑者よりも被害を受けることはない	0		88		12
15 知的障害者についての裁判所の役割は、刑の言い渡しよりも解決策を決定することにある	88		0		12
16 知的障害者は、他の人々と同じように行為の結果を経験するべきではない	41		53		6
21 刑務所に収容される知的障害者は、他の受刑者よりも性的暴行を受けることはない	12		82		6
23 特別刑務所（あるいは特別収容棟）が、知的障害者に対して求められるべきではない	18		76		6
26 刑事司法制度は、知的障害者が行為の結果を学ぶのに効果的な方法ではない	71		18		12
37 知的障害者は、都市よりも地方において有罪判決を受けることが多いようである	12		53		35
39 知的障害者は、裁判所によって放免されることはない	71		24		6
41 知的障害者は、答弁の不適格者と判定された方が良い	24		29		47
42 繰り返し犯罪を行う知的障害者は、厳しく取り扱われるべきではない	6		88		6
44 知的障害者は、量刑の選択肢を理解しない	94		0		6
55 知的障害者は、自白に基づいて有罪判決を受けるべきではない	82		6		12

資料源：Cockram, J., Jackson, R. and R. Underwood, "People with An Intellectual Disability and the Criminal Justice System: The Family Perspective," *Journal of Intellectual & Developmental Disability*, Vol.23, No.1, 1998, p.51.

インタビューで、次のように述べている。

「私は、知的障害者は、刑務所に入れられるべきではないと強く信じています。私は、自分の息子がとてもひどい犯罪を行ったことを知っています。しかし、私たちは、知的障害者は衝動の統制に乏しく、自分が行ったことの結果を本当に分かっていないということを感じておかねばならないのです。とはいえ、彼は、間違いなく、彼が恐怖を抱くような刑務所以外のどこか他の施設に入れられなければならないのです。私は、彼と刑務所での経験について、立ち向かって話すことができないのです」

本研究の協力者は、知的障害者を、裁判所によって許されることが少ない者として、そして、仮に知的障害者が再犯を行った場合には、厳格に取り扱われるであろうということを理解していた。

また、これらの協力者の多くは、家族の構成員である知的障害犯罪者は、展望がないという個人的経験に基づいて答えているのである。家族の構成員は、裁判所の役割を、刑の言い渡しよりも、具体的な解決策を提供することにあるとし、そして全体的には、刑事司法制度を、人々が自分の行為の結果を学ぶのに適切な方法を提供する機関としては理解していなかったのである。家族の構成員は、知的障害者は量刑の選択肢を理解しているわけではないが、答弁に不適格であると判定されることが良いのかどうかという点については、定かではないと指摘している。以前の回答から期待されるように、アンケートへの回答者は、知的障害者は、自白に基づいて有罪判決を受けるべきであるとは信じてはいなかったが、少数の者は、知的障害者は、他の人々と同じ行為の結果を経験すべきであると回答しているのである。

#### (4) サービス

特性に関する質問の回答から予期されたように、家族の構成員は、警察との関わり合いが始まったらすぐに支援を必要とするという点において、意見の一致がみられた(表3-5参照)。家族の構成員は、また、ソーシャル・サービスは知的障害者には不十分であるという意見にも、同意していた。インタビューにおいて、若い女性の母親は、娘が学校を辞めた後に直面した困難さについて言及している。

「娘は学校にいたときは、比較的幸せでした。娘は、実際にはうまく行動できず、しばしば学校で問題を起こしていました。でも、少なくとも彼女は、攻撃的ではなかったのです。私は、問題は、その直後に始まったのだと思います。彼女には何もすることがなかったのです。私たちは、仕事、それも酒類を販売している職場での仕事さえも試しています。それはとても嫌な仕事でした。仕事場では何の支援もせずに彼女に任せきりで、結局彼女はうまく対処できず、信頼を失ってしまったのです。そのとき以来、私たちはトラブル続きで、娘は、グレイランズ精神病院と刑務所を出たり入ったりする以外には、何もすることがなかったのです。時々、これは悪夢ではないかと思うのです。誰も助けてくれそうに思われません」

子どもたちが独立することの重要性は、インタビューの間において、家族の構成員によって、しばしば提起された問題である。しかしながら、彼らは、また、自分たちを支援するソーシャル・サービスが充分でなかったために、しばしば家族で緊張が生じたことを明らかにしている。

「私は、息子が家を出て、私から独立することを息子に奨励することが、一番良いと思いました。でも、そのことは実現できませんでした。あなたが知的障害のある子どもを持っているならば分かると思いますが、それは非常に難しいことなのです。しばしば、あなたは、その子どもにとって唯一の頼りになる人間であるのです。彼は、いつも問題を起こします。彼は、1日中とても怠惰で、街をぶらつき、問題を起こす以外に、何もやることがないのです。彼は、下宿人を自分のアパートに泊めて、その下宿人が彼のお金を目当てに生活していたために、彼は一銭もお金を持っていなかったのです。彼はとても攻撃されやすく、私は心配でいつも具合が悪いのです。私には、彼がお金を借りた人たちからの電話がたくさんあります。私は常に彼と会わなければなりません。私は、彼がまた刑務所に行くことが耐えられないので、そんなことが起こらないように、防がなければなりません。そうしますと、結局、私は、毎日彼と会わなければならないのです。私はあまりにも恐ろしすぎて、私がいな

表3-5 法に違反して犯罪を行った知的障害者に対するサービスについての同意/不同意の割合

質問	同意する/ 全面的に同意する %	同意しない/ 全く同意しない %	どちらでもない %
1 サービス機関は、量刑の選択肢を策定することに関与するべきである	100	0	0
3 オーストラリア原住民の知的障害者は、他の知的障害者よりも、より大きな保護の必要性は存在しない	47	47	6
7 後見関係の立法は、犯罪を行った知的障害者に有益である	35	6	53
20 職員の責任は、第1に、守られるべき法的権利を保証することにある	94	0	6
29 中央連絡職員は、24時間必要とされる	94	0	6
31 AIH との親密な連絡の必要性	12	76	12
34 知的障害者は、警察と関わるようになったら、すぐに支援を必要とする	100	0	0
38 職員は、有罪判決を確保する上で、警察を援助しがちである	53	18	29
51 サービスは、知的障害者を刑事司法制度で援助するよりも、知的障害者が地域社会で仲間を得ることに向けられるべきである	65	24	12
53 AIH は、犯罪を行った知的障害者への保護監督を提供すべきである	82	0	18
54 サービスは犯罪を行った知的障害者に不適切である	100	0	0

資料源：Cockram, J., Jackson, R. and R. Underwood, "People with An Intellectual Disability and the Criminal Justice System: The Family Perspective," *Journal of Intellectual & Developmental Disability*, Vol.23, No.1, 1998, p.52.

くなる将来のことを考えることができません」

サービスに関する他の質問において、家族の構成員は、サービスが法的な量刑の選択肢を拡大することに置かれるべきであり、職員の責任は、第1に、法的権利を守ることであると考えている、と報告している。しかし、少数の者ではあるが、職員は、有罪判決を得る上で、警察を援助しがちであることを指摘しているのである。それらの者は、政府のサービスが密接な連携を取っていることには同意しなかった。すなわち、それらの者は、そもそもサービスは、刑事司法制度での援助をすることよりも、知的障害者が、地域社会で仲間を作ることに、もっと向けられるべきであるという考え、そして、もしできるならば、政府の知的障害者機関が、知的障害犯罪者の保護監督を用意すべきであるという考えに、同意したのである。アンケート回答者は、連絡員 (liaison person) は必要であるとしながらも、その連絡員は、他の知的障害者よりも、オーストラリア原住民の知的障害者により必要性が高いということを示唆しており、その数も回答者の半数を占めるものであった。後見 (guardianship) に関していえば、大多数の家族の構成員は、後見は知的障害犯罪者に有益であるかどうかについて、中立的であったのである。

## 5) 弁護士

質問事項の中でも、3つの質問が弁護士に関するものである。家族の構成員は、法定代理人の問題は、知的障害者にとって重要な問題であることに同意しており（76%が「同意する」あるいは「全面的に同意する」、12%が「同意しない」あるいは「全く同意しない」、12%が「どちらでもない」あるいは「無回答」である）。これと同様な重要な問題として、両親や後見人の指図を必要とするとき、弁護士は、知的障害者を同席させるべきかどうか（65%、25%、12%）という問題、そして、弁護士は、知的障害者への質問技術の訓練を必要とするかどうか（100%が同意）、といったような問題があるのである。

## 5 考察

仮に、知的障害者に家族の構成員によって述べられたような特性があるとするならば、知的障害者が法律と関わるようになる場合、かなりの不利益を被ることになる。家族の構成員は、知的障害犯罪者は黙秘権を行使せず、しかも、刑事司法機関の関係者に気に入られたいという願望がある、ということに同意しているからである。これら2つの特性の組み合わせだけでも、自白の正当性については、かなり疑いの余地があるといえよう。

刑事司法制度に従事する職員との関わり合いに関する質問において、家族の構成員は、警察の理解と訓練の水準、そして、知的障害者を取り扱うガイドラインの適切性に関して不満を表明した。これらの質問に対する研究協力者の回答そのものが、多くの家族の構成員の経験を反映するものである。家族構成員は、時として、家族の構成員である知的障害者が逮捕され、家族に知らせられる以前に警察がすでに自白を得ているということ、長い間告知されていなかった。それゆえに、家族の構成員は、かなり不利な立場から、自分の家族の構成員の障害を説明しなければならないという事態に直面したのである。概して、家族の構成員は、不公平が生じていることを察知しており、このことは、インタビューの中で話した知的障害者の生活史を反映したものではないかと主張しているのである。

これらの関心は、量刑に関する質問への回答にも引き継がれている。家族の構成員は、明らかに、量刑の選択肢の拡大を望み、そして、裁判制度は単に刑罰を科するための機関であるというよりも、むしろ、具体的な解決策をもたらすようなメカニズムを提供する場であることを望んでいるのである。家族の構成員は、はっきりと、家族の構成員である知的障害者が刑事司法制度で逮捕される確率と、刑事司法制度、とりわけ刑務所に収容されているときに虐待されるという観点から、極度に被害を受けやすいということを主張しているのである。

家族の構成員のある者は、警察は、彼が明白な知的障害者であるということが分かると、最初は寛大であるが、次第にその知的障害者が「厄介者」となった時点で、法律の最大限の効果を用いるという方法でもって対応したと報告している。これが事実であるとするならば、警察は、ある時は寛大に処置しようと試みたり、またある時は、不適切な行動について、特定の偶発事件として処理するという方法では対応しなかったりと、その対応がまちまちで、実際のところ、事態をむしろより悪くしているのかも知れないのである。警察からの非効率的な結果を伴う違法行動のいくつかの事例に、犯罪行動を取り込むことは、もちろん有益でないであろう。同様に、犯罪の実行と最終的な刑の言い渡しの期間の大幅な遅れは、犯罪と刑罰の認知的関連性は、実は微々たるものに違いないということをも意味しているのである。そのような状況において、現在の量刑の選択肢が、より多くの社会復帰の効果に関係者にもたらすと断定することは困難である。そして、これがインタ

ビューを受けた家族の構成員の経験でもあるのである。

家族の構成員は、現在のサービスが、知的障害犯罪者に大きな援助をもたらすことを見出せなかったことも事実である。概して、家族の構成員は、提供される支援の形態と程度に批判的であり、職員が絶えず、知的障害者の最善の利益のために行動するかどうかは、疑わしいものがあるとしている。他方では、家族の構成員は、政府の知的障害者サービスが、刑事司法の領域で、もっと活性化されることを望んでいるのである。おそらく、このことは、刑務所と精神病院という2つの悪のうちのより小さい悪の選択、あるいは戻るべき場所が他にないということを示唆しているのかもしれないのである。

インタビューで繰り返し提起された鍵となる課題は、昼間の時間の使い道がないことであった。多くの知的障害者は、学校を辞めてから孤立状態であったのである。彼らは、有意義な仕事や日中の時間の使い道もないので、ただ家や街路で怠惰に過ごしていた。隔離教育の経歴ゆえに、知的障害者は、地域社会との関係性をほとんど持っていなかった。そのような状況下では、問題が生じる蓋然性は明らかに増大するし、それに加えて、知的障害者サービスは、こうした問題をほとんど克服していないという家族の構成員の一致した意見もみられたのである。

インタビューと質問事項の回答者は、家族の構成員である知的障害者は、この領域で大きな問題を抱えていることを表明している。つまり、回答者は、家族の構成員である知的障害者を、制度によって墮落させられ、不公平に有罪判決を受け、被害を受けやすい者として考えているのである。知的障害者は、支援のなさを経験し、無力感や孤独を感じているとあってよいであろう。

## 6 おわりに

以上、コックラム＝ジャクソン＝アンダーソンの研究を手がかりとして、オーストラリアにおける知的障害犯罪者と刑事司法制度への関わりについて考察したが、多くのデータが、我が国の知的障害犯罪者と刑事司法の関係において当てはまるのではないかと思う。今後の我が国の知的障害犯罪者の研究にとって参考となる研究といえるであろう。<sup>15</sup>

しかしながら、本研究には、研究対象である標本数が少ないということ、標本の選別と質問事項の選択の過程で起こりうるバイアス等によって、限界があることも確かである。もちろん、そうはいうものの、刑事司法制度以外の利害関係者からの調査結果を基にして分析・考察された本研究は、警察、裁判官、矯正職員、サービス・ワーカーによって示された回答と一致するのである。

この三角測量形態によるデータの収集は、研究結果の妥当性を支えるものであると私は思う。とりわけ、知的障害者が刑事司法制度に関わるようになったときに、不利な立場に置かれるという知的障害者の持つ特性については、研究協力者である家族の構成員全員に合意があり、本研究の関係者全員が、現在の制度について、同様の認識を共有していたのである。

また、本研究のように、家族の構成員である知的障害者に生じたことを詳細に述べることは、全関係者によってもたらされた多くの関心を、直接的に認識することになるという点においても、本研究の実証性は担保されているといえる。ビーン (P. Bean) = ネミッツ (T. Nemitz) の過去の研究においても、知的障害者が警察と関わるようになったら、すぐに、彼らを支援することを要求しているが、<sup>16</sup>このことについては、本研究においても、家族の構成員による完全な意見の一致がみら

<sup>15</sup> 我が国の知的障害犯罪者の実態調査については、藤本哲也「知的障害犯罪者の実態調査」『罪と罰』44巻4号(2007年)40-47頁参照。

<sup>16</sup> Bean, P. and T. Nemitz, *Out of Depth and Out of Sight*. London: Mencap, 1994.

れたところである。

本研究のデータは、また、警察署で立会う第三者は、刑務所拘禁率に何らかの影響を与えるかもしれないということを示唆しているが、同時に、制度そのものの有効性が強く批判されていることは改めて指摘するまでもない。また、このような解決策によって、確かにデュー・プロセスは守られるかもしれないが、知的障害者の特性によって、彼らが今後とも、不利な立場に置かれる可能性があるということについても、留意しなければならないであろう。

本研究のデータと調査結果が示すところは、初期段階から、高度に法的資格のある支援者が関与することが、知的障害者によって経験される、著しい被害受容性を相殺するために、より効果的な戦略となるであろうということである。逮捕の際に法的助言を求めることは、一般社会においては通常のことであり、そのことから考えれば、初期の段階から法的資格を持つ支援者が関与することは、弁護の必要性の多い知的障害犯罪者にとって、より適切な人権保障となるであろうと思われる。しかも、本研究において示された、最初の関わり合いの時点から生じる被害受容性に関するデータを考慮するならば、この法的資格者、特に弁護士の関与は、刑事司法制度の最初の段階から提供される必要があるということになるのではあるまいか。

#### 4 藤本哲也「オーストラリアにおける知的障害者と犯罪の被害」

##### 1 はじめに

知的障害を持つ者は、障害を持たない者よりも、身体的暴行、性的暴行、あるいは強盗の被害者となる比率が3倍ほど高いようである。オーストラリア犯罪学研究所に報告された1996年のウィルソン他の研究では、犯罪の被害者となったことがある知的障害者は、対人能力の測定において、知的障害を持った非被害者よりも、かなり低い測定値を示したことが見いだされている。この研究によれば、障害を持っていることが主要な問題なのではなく、むしろ、いかに知的障害者が振る舞ったかということ、そしてまた、その行動が、犯罪者からの反応をいかに促進したかが重要な要素であることを見いだしている。そうした中でも突出した1つの特性は、怒りの表出に関するものであった。

それゆえに、この研究の重要な政策的提言は、対人能力や怒りの処理能力に関する訓練に見いだすことができるのである。オーストラリア犯罪学研究所は、怒りや攻撃を促進する因子を特定し、それらの因子を幅広い犯罪予防戦略の一部とすることに強い関心を抱いているようである。以下においては、このウィルソン (C. Wilson)、ネトルベック (T. Nettelbeck)、ポッター (R. Potter)、ペリー (C. Perry) の共同研究をもとに、オーストラリアにおける知的障害者と犯罪の被害の状況について紹介してみたいと思う。<sup>1</sup>

##### 2 犯罪予防と被害受容性

刑事司法当局における実務の実際や犯罪予防の展開は、過去に試みられた研究や、注意深く観察された調査よりも、はるかに広い犯罪の実像についての評価を要求しているように思われる。そして、それに反作用するポリシーリング、すなわち第1のアプローチは、犯罪との闘いで用いられる武器の中で、たった1つの道具と、この武器が将来の犯罪統計を変える試みとしては、最小限度の効

<sup>1</sup> Wilson, C., Nettelbeck, T., Potter, R. and C. Perry, "Intellectual Disability and Criminal Victimization," *Trends & Issues in Crime and Criminal Justice*, No. 60, 1996, pp. 1-6.



果しかないということを示す累犯の統計とを、提供するのである。他の2つの異なる取り組みは、犯罪予防をより効果的に行う可能性を提供するものである。これらの取り組みは、刑事司法当局で働く政策立案者に、犯罪の偏在と犯罪の本質を定義することで、社会政策を変えることと、被害者の行動に関する役割と貢献度を検討するように要求するのである。

こうした取り組みに対する第2のアプローチは、犯罪に関する社会的変化と政府の政策、そして、それらの効果に対する批判的な視点を支持することである。地域社会内における下位集団の状況に対するいくつかの実質的な挑戦は、犯罪の被害受容性もしくは犯罪行動に従事する傾向のいずれかを変えることができるとするのである。たとえば、長期間にわたる失業者が多く生じるかもしれないとして、人口の年齢配分を変えることは、将来における犯罪の蓋然的な傾向に影響があるかもしれないのである。同様に、入院治療を受けている精神病者の困難さを増大させるような政府の立法は、特定の下位集団の被害受容性に影響を与えるかもしれない。換言すれば、犯罪予防に携わる刑事司法政策立案者は、地域社会内の下位集団は、被害の受容性において異なるのであり、社会的・文化的変化に対する政府の政策や他の勢力による施策は、すでに被害を受けやすいとされている集団の犯罪の発症率を高めるか、もしくは、あらかじめ安全な集団をそれほど安全ではない集団にするかの、いずれかの道を進むということに気付かなければならないのである。

犯罪の偏在や犯罪の本質に関する被害者の行動の効果を検証するという視点を包含する第3のアプローチは、政治的に好ましくないものと思われるかもしれない。それにも拘わらず、いくつかの他の行動形態と同様、犯罪行動は、真空な場所では起こらないのであり、いくつかの犯罪事件を取り囲む特定の状況の詳細な検討が、有用な疫学的なデータを提供するのである。

これらのデータが蓄積されれば、やがて、それは、被害を受けやすい地域社会の集団や被害の受容性に影響を与える変数を特定することが可能となるであろう。そして、これらの情報は、犯罪者と同様に被害者にも焦点を当てることを可能とし、目標となる犯罪予防戦略の基盤を提供することができるのである。本稿は、こうした取り組みの潜在的有用性を証明しようとするものである。

### 3 知的障害者と犯罪の被害に関する研究

大部分の者は、知的障害者は、社会の一般構成員よりも、より犯罪の被害を受けやすいという事実を受け入れることに、さほどの驚きを示さないであろう。平均以下の知能指数であるという事実により、知的障害者は、おそらく、あまり日々の生活状況に適用することができず、その危険性ゆえに、ある者は知的障害者を利用し、その弱みにつけ込むことがあるということの意味するのである。確かに、こうした可能性こそが、知的障害者や知的障害者の分類に組み入れられる者に対して、特定の施設で生活することを提案する者によって、積極的な施設収容が推進された理由の1つであったのである。しかしながら、知的障害者は、一般生活の領域においては特定の生活技術が要求されるために、減退した知能がより高い被害受容性に結びつくおそれがあることは真実であるかもしれないが、これらの事実は、これまでに十分に理解され検討されてこなかった他の考慮すべき事項の発見によって、幾分ぐらついてきているのである。たとえば、知的障害者の中には、知能が被害受容性と必ずしも一致しない者がいる。すなわち、より低いIQが、必ずしもより高い搾取被害の発生と一致しないのである。その上さらに、施設収容が、必ずしもすべての犯罪の被害を保護するわけではない。ウイルソン他の研究で明らかのように、住居空間では、実際に生活を共同する他者によって、個人的被害を発生させるかもしれないのである。そしておそらく、これは検討する余地のあることではあるが、ウイルソン他の研究では、幾人かの被害者は、何らかの方法で犯罪者を

挑発する行動を取ることによって、被害者に対する犯罪を逆に促進させているという側面も見出されるのである。

本稿で紹介している研究は、知的障害者が、最近のオーストラリア政府の社会政策において、急速な転換を遂げている結果として、知的障害の領域で起こる可能性のある警察の責任について、警察組織内部の関心によって着手された、1992年のウィルソンとブリューア (N. Brewer) の先行研究に倣ったものである。「全豪警察研究ユニット」(National Police Research Unit) の支援の下で完了した、このウィルソン＝ブリューアの研究は、174人の知的障害者(これは、サウス・オーストラリア州の知的障害者総数の約3%に当たる)に関するものであり、全豪の知的障害者の発症率は、1981年の「サウス・オーストラリア州知的障害者プロジェクト」(South Australian Intellectually Retarded Persons Project) によって確かめられたところによると、0.44%である。しかしながら、この数値は、知的障害者の比率を過少に評価したものであると思われる。なぜならば、ヨーロッパやイギリス、アメリカでは、知能指数70以下の知的障害者の発症率は2～3%であり、オーストラリアの数値が1%以下であることについては、ロビンソン＝ロビンソンの研究でも問題視されているのである。<sup>2</sup>

ウィルソン＝ブリューアは、知的障害者に対する身体的暴行、性的暴行、強盗等の犯罪の被害率は、地域社会の知的障害者でない構成員によって報告される被害率の約3倍であることを見いだしている。こうした傾向は、他の犯罪にはあまり示されなかったが、知的障害者に対する世帯犯罪 (household crime: 不法侵入、財産窃盗等) の発生には同様の結果が示されている。すなわち、一般的な地域社会によって経験される水準よりも1.5倍以上の数値が見いだされているのである。

さらに、ウィルソン＝ブリューアは、知的障害者の住んでいる場所と生活環境が被害率と関係があることを見いだしている。彼らの研究は、知的障害者にサービスを提供するいくつかの異なった組織を包含しており、これらの異なる組織と生活環境が、そこに住んでいる知的障害者のレベルにより、有意な範囲において際立った相違が見いだされているのである。支援組織がそのサービスをより深刻な障害者に優先的に提供するところでは、住宅の配置は支援施設の方角に沿って組織化される傾向があり、世帯犯罪・財産犯罪を包含する被害率は、障害のレベルがより穏やかである地域よりも低いことが明らかとなった。しかしながら、それとは対照的に、対人犯罪の被害率は、障害がより深刻な地域においてより高かったのである。このことから、ウィルソン＝ブリューアは、もし支援組織がより深刻な知的障害者に対してしっかりとした責任を持つならば、より集中した財産の保護が可能となるであろうということを推論している。しかしながら、知的障害者の住居内や支援が提供されている地域社会の居住施設内にいる者が、お互いに密接な関係にあるということが、かえって他の居住者による人的被害の増大の機会を提供しているという事実も見いだされている。そして他方では、知的障害がそれほど深刻ではなく、したがって独立した生活が好ましい選択肢であると見られているところでは、世帯犯罪・財産犯罪の被害の受容性が増大しているのである。

ウィルソン＝ブリューアの研究から見出される重要な付随的結果は、被害を受ける個々人の被害受容性は、場所、時、機会を反映した状況的諸事情以上のものによって、影響がもたらされているという事実であった。被害者は、不適切な行動によって、自分自身に対する犯罪を促進し、容易にすることがあり得るということは確かである。なぜならば、その不適切な行動が、犯罪者を挑発し、誘発し、さらには危険性を増大させるということがあり得るからである。

<sup>2</sup> Wilson, C. and N. Brewer, "The Incident of Criminal Victimization of Individuals with An Intellectual Disability," *Australian Psychologist*, Vol.27, pp.714-726.

それゆえに、こうした可能性については、対人能力に関する技術——たとえば、適切な方法で他者の行動の持つ意味を解釈し、道理をわきまえた要求とそうではない要求とを区別する能力——に焦点を当てた、ウィルソン＝シーマン＝ネトルベックによる研究において、さらなる検討がなされている。<sup>3</sup> グリーンスパン (S. Greenspan) の研究<sup>4</sup> やその他の研究に大部分の研究的基盤を依存しながら、ウィルソン他は、対人能力は、IQによって示される「知的能力」や、個人的責任、日常生活における自立性、あるいは、いかに上手にその者が社会の規範に順応しているか等のテストによって現在測定されている「適応行動」とは、別個の存在であると論じているのである。彼らの研究では、犯罪の被害を受けたことがある者は、被害を受けたことがない者よりも、対人能力のレベルが低いということを証明する仮説を検証している。その研究計画においては、対人能力の指標としてのIQと、適応行動からの相対的な独立性を証明するために、年齢、IQ、適応行動の釣り合った被害者と非被害者の比較を試みている。そこでのIQと適応行動の2つの変数は、一般的に定義されている知的障害基準によるものである。結果は、これらの2つの予測と一致したものであった。すなわち、過去12か月以内に犯罪の被害者となった者は、対人能力測定や被害を受ける潜在的可能性についての自己報告（第三者の評価ではない）において、非被害者よりも、かなり低い得点を示した。予測されたように、対人能力の尺度のより低い評価は、友人と知人あるいは見知らぬ人を区別するとき、そしてとりわけ、友人が道理をわきまえて被害者に行動するように求める潜在的可能性を制限するときに、被害者は困難を示すという被害者の反応を、部分的にはあるが反映したものであったのである。しかしながら、被害者も、また、不適切な怒りや攻撃的反応を示すことが多いというのも真実である。それゆえに、そのような反応は、不十分に発達した対人技術の他の形態とは質的に異なるのであり、いくつかの行動、すなわち、犯罪者からの反応を促進し誘発するような行動は、被害受容性に直接的に貢献しうるものであるという考えと、奇しくも一致するのである。

#### 4 被害促進的な因子の調査

被害促進的な因子としては、それ自体は不注意によるのかもしれないが、犯罪発生の可能性を増大させているのは、被害者による行動である。2つの研究が、知的障害者の犯罪的搾取を解明するために貢献するかもしれない促進的な因子についてなされている。これらの研究の目的は、もし暴行の被害者が、不適切な怒り、もしくは攻撃的な行動によって暴行を促進し誘発しているのだとするならば、被害者は、非被害者よりも、より多くの怒りの感情を表すはずであるという推測を検証することによって、ウィルソン他の研究結果を追究することにあつたのである。過去における暴行（叩く、殴る、押す、蹴る等）の被害者や非被害者による、共通ではあるが仮説的な日常生活に対する反応が、比較の基礎となっている。

対象者は、「被害者」あるいは「非被害者」としての地位を確定するために、最初に面接が行われ、そしてその結果、被害者である場合には、事件に関する全事項が詳細に記録された。それぞれの対象者は、また、言語によるもしくは非言語によるIQテストや、対人能力に関するテスト、怒りの様々な側面を明らかにするために設計された「怒りの目録」(anger inventory) ——たとえば、怒りの頻度、継続期間、感情の強度、怒りが外面的に表現されたか——等の検査を余儀なくされた。

<sup>3</sup> Wilson, C., Seaman, L. and T. Nettelbeck, "Vulnerability to Criminal Exploitation: Influence of Interpersonal Competence Differences among People with Mental Retardation," *Journal of Intellectual Disability Research*, 1999.

<sup>4</sup> Greenspan, S., "Social Intelligence in the Retarded," in Ellis, A. R. (ed.), *Handbook of Mental Deficiency, Psychological Theory and Research*, 2nd edition, Erlbaum, New Jersey, 1979, pp.483-531.

最終的には、対象者を主人公として、共通の状況を体現した5つの仮説に基づくシナリオが、順次に、しかも要求されている内容を参加者に明らかにするように、それ相当の注意が払われながら、作成された。それぞれの対象者がそのシナリオを理解したことを明らかにした上で、対象者は、どのようにしてその状況（たとえば、バスに乗るために並ぶこと、邪魔になると押されること、使用している仕事の道具を許可なく持ち去ること等）に反応したかについて、できるだけ詳細に描写することを求められた。責任のある他者——たとえば、監督者（仕事場）、介護者（住居）——は、また、怒りの経験や感情について、対象者の自己報告から得られた情報と同様のものを供給するために、予め設計された項目によって、それぞれの対象者を評価したのである。

## 5 調査結果

被害者の多くは、他人ではなく、知人によって攻撃された経験も持つ。叩かれ、殴られ、蹴られるという形態の犯罪が、最も頻繁にみられるのである。最も重要なことは、これはインタビューによって明らかとなったことであるが、大部分の暴行は、犯罪者と被害者との間の促進的あるいは挑発的な相互作用——たとえば、被害者からの非難もしくは脅迫から始まり、順次、それに引き続いて暴行を生じさせるような、犯罪者による何らかの不法行為があること——を包含したものであることを、明らかにしているのである。「怒りの目録」に対する自己報告は、被害者と非被害者との間に重要にして顕著な相違があることを明らかにしている。被害者は、怒りの感情を他者に示し、より広範囲にわたる状況下において、怒りを感じる人が多いようである。敵対的な態度は、被害者の70%と非被害者の84%にみられた。全体的な分類では77%の確立で、しかもその者の敵対的態度が増大したときに、被害者となる蓋然性も増大するのである。

全体的に、第三者の評価は、被害者と非被害者で相違はみられず、監督者や他の責任のある介護者は、被害者が被害に合う危険性を認識し、そのような状況に自分自身を置くかもしれないという、被害者の行動の諸局面を必ずしも観察していないという、ウィルソン他の研究結果を確証していないのである。もちろん、このことは、監督者が娯楽の場や監督責任のある外部での環境において、被害者を観察する機会がより少ないことを反映しているとするのは、可能である。

研究仮説のシナリオに対する反応は、また、被害者と非被害者を確実に区別している。被害者は、非被害者よりも、犯罪者の初期の行動に応じて何かを言ったり、何かを行ったりすることが多い一方で、反対に、非被害者は、犯罪者の初期の行動に応じて何かを言ったり、何かを行ったりしないことが多いと報告している。仮説のシナリオに対してなされた反応形態には幅広い変動がみられたが、一般的な事項においては、多くの被害者は、身体的暴行や口頭での罵る行為や敵対的な相互作用をよく行うことを暗示しており、その一方で、非被害者は、ほとんどわずかな者しか、そのような反応を示さなかったことが明らかとなっている。

それゆえに、これらの分析から浮かび上がる実像は、高度に一貫したものである。同じ知的障害のレベルにあるが、暴行の被害者となったことがない者と比較すると、暴行をされたことがある者は、1つの重要な点を除いては、同様の対人能力のレベルを示しているのである。「怒りの目録」に対する彼らの反応、仮説のシナリオによって描かれた状況において、どのように振る舞うかに関する彼らの説明は、暴行が生じる潜在的に可能な状況に直面したならば、彼らは、潜在的な犯罪者となることを無視しないか、または、そのような状況からおとなしく引き下がり、そのような状況を緩和するような方法では行動しないということを暗示しているのである。その代わりに、彼らは、暴行されるまで、そのような状況を段階的に拡大することになるような、敵対的な方法で反応する